

災害情報

災害情報をインターネットラジオで発信します

●問い合わせ 役場総務課 地域安全係 ☎096 (293) 3111



大津町、熊本市、益城町、(株)熊本シテイエフエムは「インターネットラジオを活用した災害情報発信に関する協定」を締結しました。

災害が発生した時に、(株)熊本シテイエフエムのインターネットラジオ放送を活用して災害情報を発信します。ラジオの電波が届かない場合でもインターネットがつながるパソコン、スマートフォンなどがあれば災害情報を聴くことができますようになります。

災害時の情報発信の手段としての多様化を目指しています。

災害時にご利用ください。

●放送開始 9月15日(木)

※ただし、災害などが発生しない場合は通常放送

●緊急放送内容

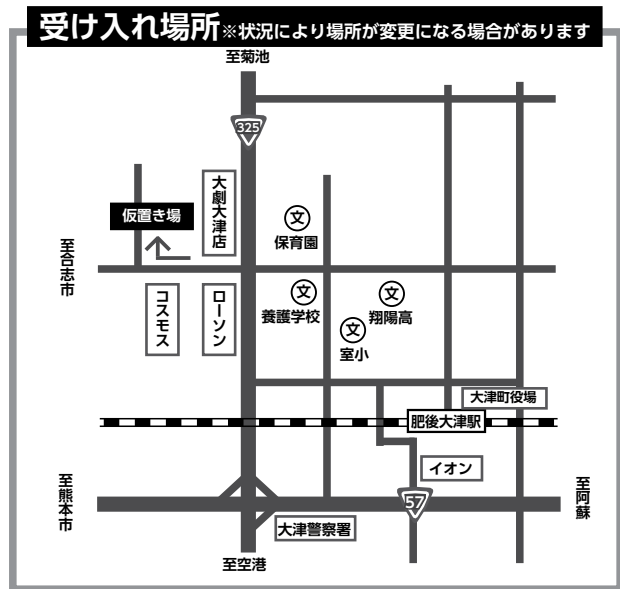
聴取可能エリア

- ・電波放送(通常のラジオ放送)
- ・周波数FM79.1MHz
- ・インターネット放送(全国インターネット接続可能地域)
- ・JCB Aインターネットサイマルラジオ

り災解体

り災解体・災害廃棄物仮置き場について

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113



熊 本地震で損壊した廃棄物を受け入れていきます。

現在は、国道325号線西側の永井運送南北の敷地を借りて、仮置き場としていますが、これまでの矢護川仮置き場や杉水仮置き場を今後再び利用する場合もあります。また、受付では「り災証明書」などにより確認を行っています。9月20日(火)から確認方法を町発行の搬入許可証に変更する予定です。事前に町環境保全課に申し込みをお願いします。

※変更については、仮置き場の状況を見て臨機応変に対応するため、防災無線やからいもくんメール、ホームページなどでお知らせします。

●受け入れ時間 月曜日・土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時

●公費解体について

8月下旬に解体に着手し、今月から本格的に解体をすすめます。町に申請されている人については、アスベストの事前調査後、解体を行います。1軒あたり1週間～10日程度、同時に約15軒解体の見込みです。

出来る限り早急な解体をすすめてまいりますので、よろしく願います。

また、屋内の生活用品については、事前に移動、処分をお願いいたします。

●受け入れ時に必要なもの(9月17日(土)まで大津町発行の)

- ・り災証明書・被災証明書
- ・り災証明2次(3次調査受付済み証
- ・2次調査済み証

●受け入れる廃棄物の例

- ・焼き瓦
- ・セメント瓦
- ・コンクリート製品類
- ・解体木(柱・梁など)
- ・木製棚類
- ・内装ボード類
- ・外装ボード類
- ・など

●受け入れできない廃棄物の例

- ・通常のごみ収集日に出せるもの(瓦、ブロック、木製棚類など)
- ・仮置き場で受け入れできる物を除く
- ・布団・じゅうたん・ビニルシートなど
- ※分別したうえで持ち込んでください。
- ※ボード類はアスベスト飛散の恐れがありますので、割らないように取り扱ってください。

医療費

医療費の一部負担還付について

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114
役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

大津町国民健康保険・介護保険、熊本県後期高齢者医療制度に加入している人の中で、地震が原因で左記要件に該当する人は、9月末までは医療機関や介護サービス事業所などの窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料(以下「医療費など」)の支払いがいったん猶予され、左記要件に該当することが確認され次第免除されます。

医療費などが免除される人で、地震以降に支払った医療費などがある人は、還付しますので申請してください。

ただし、治療用装具代および整形外科での治療費の自己負担額、入院時の食費・差額ベッド代、その他自費(文書料など)、介護施設入所時の食費・居住費については還付できません。

また、左記要件に該当する人が10月以降も医療費などの免除を受けるためには医療費などが免除される証明書(有効期限：平成29年2月末)を医療機関などの窓口で提示する必要があります。対象の人は役場窓口で申請してください(ただし、大津町国民健康保険被保険者で、8月末までに町から左記要件①に該当するり災証明が発行されている人には、9月中に証明書を郵送します。9月26日(月)までに届かない場合はお問い合わせください)。

●要件

①住家の全半壊、全半壊または、これに準ずる被災をした人

医療費などの還付			医療費などの免除証明書		
	申請期間	申請に必要なもの	振込先 口座名義	申請に必要なもの	役場窓口申請
大津町 国民健康保険	診療月の翌月 1日から2年間	・被保険者証 ・領収証原本 ・認め印 ・免除対象者であることがわかるもの（り災証明書など） ・振込先の口座がわかるもの	世帯主	・被保険者証 ・認め印 ・免除対象者であることがわかるもの（り災証明書など）	●不要 8月末 までに大津町 から要件①に 該当するり災 証明書が発行 されている人 ●要 それ以外
大津町 介護保険			被保険者		要
熊本県 後期高齢					

※社会保険に加入している人は、加入している社会保険にお問い合わせください

相談

専門8士業による被災者支援・ワンストップ無料相談会

●問い合わせ 下記問い合わせ先にご連絡ください。



熊 本地震により多くの人が被災者になり、多面的な支援の必要があります。

このたび、県内の専門職8士業(弁護士・司法書士・税理士・行政書士・社会保険労務士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・公認会計士)が一堂に会し、熊本県専門士業団体連絡協議会主催で相談会を2日間の日程で開催します。

日常生活や仕事、家庭の問題など、あらゆる問題や不安に、「熊本の専門家」が無料で相談にお答えします。

●日時

①9月10日(土)午後1時～午後4時
②9月11日(日)午前10時～午後1時

●場所(同日開催)

- ・大津町 大津町生涯学習センター(文化ホール 中会議室)
- ・南阿蘇村 南阿蘇村久木野庁舎(3階集会ホール)

●問い合わせ

司法書士法人みのり松橋事務所(黒江) ☎0964(27)80033